

会長挨拶

本協会事業につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は一昨年に続いて、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、長期にわたり緊急事態宣言が発令されるなど、社会・経済活動は大きな打撃を受け、ポスティングにおいては配布物の削減や見合わせ、冊子などの減少を招きました。また、豪雪、豪雨や台風などにより配布に支障をきたし、人命にも関わる甚大な被害をもたらす災害も多発しました。

さて、私たちは2年近く「新しい生活様式」での暮らしを実践していますが、オンラインを通じた会議や電子商取引が拡大するなど、デジタル化は今後も大きく進展し定着していくことが想定されます。

ポスティングは、昨今、日々の暮らしに欠かせない生活情報を配ることから親しまれ人々の消費行動を牽引してきました。

ポスティングはデジタルが進む現在のなかで購買力のある層（消費者）に直接訴求し企業の売上アップに貢献することでその価値がクローズアップされていきます。

皆様の大切なメッセージを正確かつスピーディに各地の生活者へお届けしていただくために、協会コンプライアンスの枠組みを固め、産業分類への格上げを図りポスティング業界を盛り上げて邁進していきます。

また、コロナ渦で止まっていた協会行事も徐々に再開してまいります。

ポスティング・ガイドラインに沿った法令遵守に基づき、講習審査を経て個人に付与する「管理責任者制度」、発注者がより信頼性・安全性の高い事業者を選びやすくするための制度としての「安全性評価制度」、この二つの制度を再度、世間一般に再認識をしてもらいたいと思います。

ご報告として、電通様との提携によりポスティング共同調査も5年目になりました。産業分類への格付けステップアップへの不可欠な調査です。こちらも協会皆様のご協力により順調に進んでおります。

また、協会立ち上げ時より尽力していただきました、当時の文部科学大臣の馳浩様がこの度、自身のステージにお進みされるため、馳様のご推薦で前経済産業大臣の西村康稔様、元経済産業大臣政務官の宮本周司様が、新たに名誉顧問の内諾をしていただきました。すでにご挨拶もすませて動き出しております。

これからもいかなる困難にも立ち向かい挑戦し続けることをお約束します。本年も引き続きのご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

会長 白井正良



経済産業省 訪問

2022.2.3



西村衆議院議員と

昨年 2021 年 7 月、当協会の馳浩名誉顧問より、衆議院議員の任期満了による顧問退任のご意向を受けました。後任には、西村康稔衆議院議員と宮本周司参議院議員をお薦めいただきました。

総選挙後に組閣が決まった後、改めて両氏に名誉顧問就任を打診、ご快諾をいただきそれ以降ポストイング業界の発展に力を頂いております。

1 ヶ月に 1 度程度の会合を行い、電通のアンケート調査の進捗状況の報告、2022 年 1 月には皆様のご協力を得た回答の集積と分析結果を元に、経済産業省に問い合わせをいただきました。

目的はポストイングの産業分類項目への記載です。産業分類は「大分類」「中分類」「小分類」「細分類」に分けられています。

ポストイングは産業分類では、下表のように分類され、ポストイングという業種名も存在していない状態です。

(平成 24 年経済センサス活動調査分類表サービス関連産業 B には「その他の対事業所サービス 1739」の内容にポストイングと記載されている)

▶ 日本標準産業分類におけるポストイングの分類

大分類	R サービス業 (他に分類されないもの)
中分類	92 その他の事業サービス業
小分類	929 他に分類されない事業サービス業
細分類	9299 他に分類されないその他の事業サービス業



宮本参議院議員と

問い合わせの結果をヒアリングするため、2月3日に西村康稔・宮本周司両顧問を訪問いたしました。ポスティングを細分類項目名に認めていただくには、業界の年間12兆円、特殊な例としても1兆2,000億円の売上が必要だという回答でした。電通の調べでは年間1,200億円の市場という結果でしたので約10倍の売上が必要です。よって、売上では認められないという回答でした。

しかしながら、ポスティングが社会に大きく貢献している、しようとしているということが認められると細分類項目記載に可能性があるとの回答も同時に頂きました。

そこで「ポスティング」という言葉の定義をもっと広義に捉えられないか、ポスティング業務が地域の見守り隊などの社会貢献や歩くことで健康や予防医学につながる地域創生に役立たないか、またチラシを受け取る側の生活者の立場で考えた時ポストや家庭に届けられる宛名のない配布物配達物をポスティングとして考えた場合の総配布枚数

の各地の調査など、協会として活動していかねばならない事の「気づき」をいただいたと思います。

分類記載後はポスティングに関する法律、ポスティング約款の共有などポスティング業の確立と一気に市民権を得るチャンスとなります。

今後も細分類項目に記載されるよう協会として努力して参る所存でございます。

※写真撮影時のみマスクを外しています



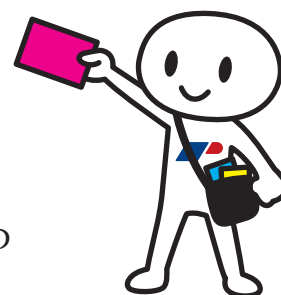
2021年ポスティング売上高調査



昨年12月にポスティング市場推定のため全国のポスティング事業者を対象としたアンケートが実施されました。調査結果の一部を抜粋して紹介いたします。

調査数

調査事業所数 390社（正会員47社、一般会員90社、会員以外253社）
有効回答数（集計事業所数） 73社



協会マスコットキャラクター
Pくん

市場の全体像を把握することは、ポスティング業界確立に必要不可欠となります。次回調査の際には、より多くのポスティング事業者の回答が集められるよう皆様のご協力をお願いいたします。

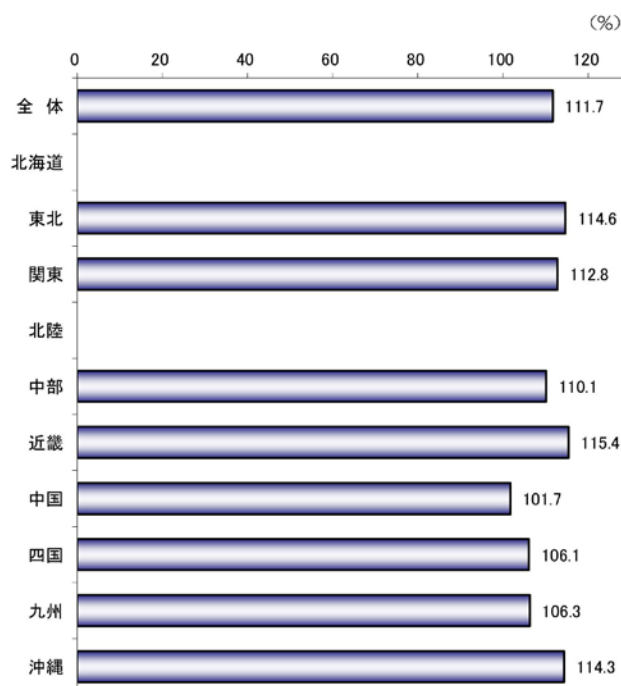
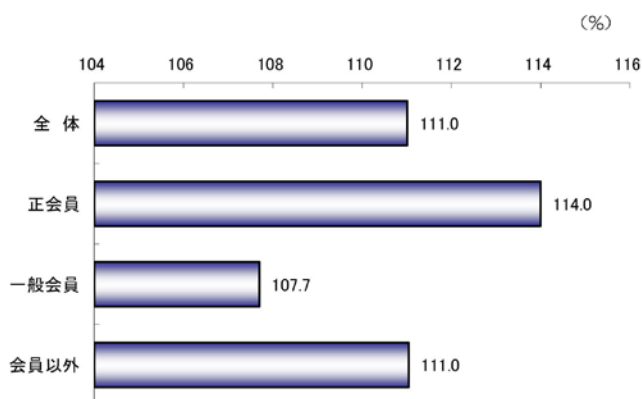
資料：「2021年ポスティング売上高の動向」
（株式会社電通 電通メディアイノベーションラボ）

ポスティング売上高（ポスティング売上高の対前年比）

- ・2021年のポスティング売上高は対前年比で111%、増加傾向で推移している。
- ・会員種別別にみると、すべての属性で2020年は減少傾向にあったが、2021年は増加に転じている。
- ・地域別でも全エリアとも110%程度の増加であり、エリア別に大きな差は見られない。

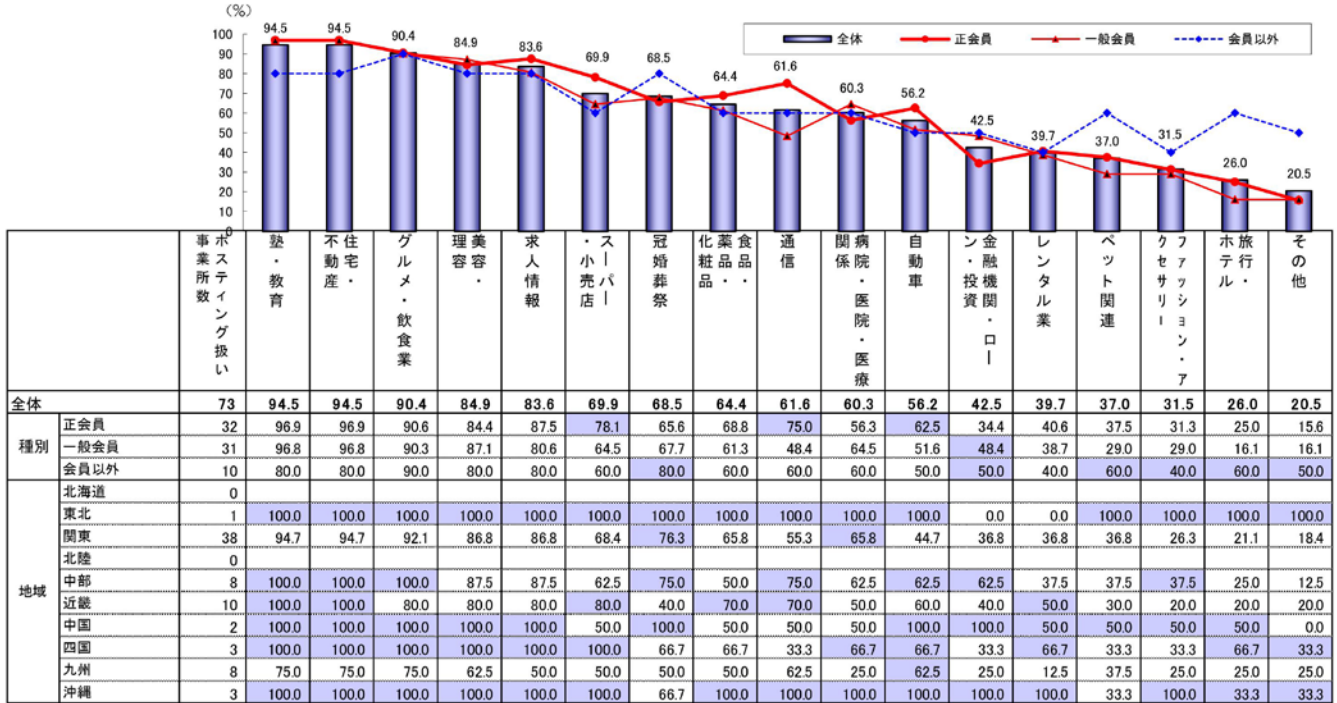
前年減少から増加に転じたのは東北、関東、中部、近畿、沖縄。それ以外のエリアにおいても、増加傾向ながら増加率は前年よりも低くなっている。

注）関東の調査事業所規模・売上高が大きく、関東の最大手A社の推計値を30%として算出した。



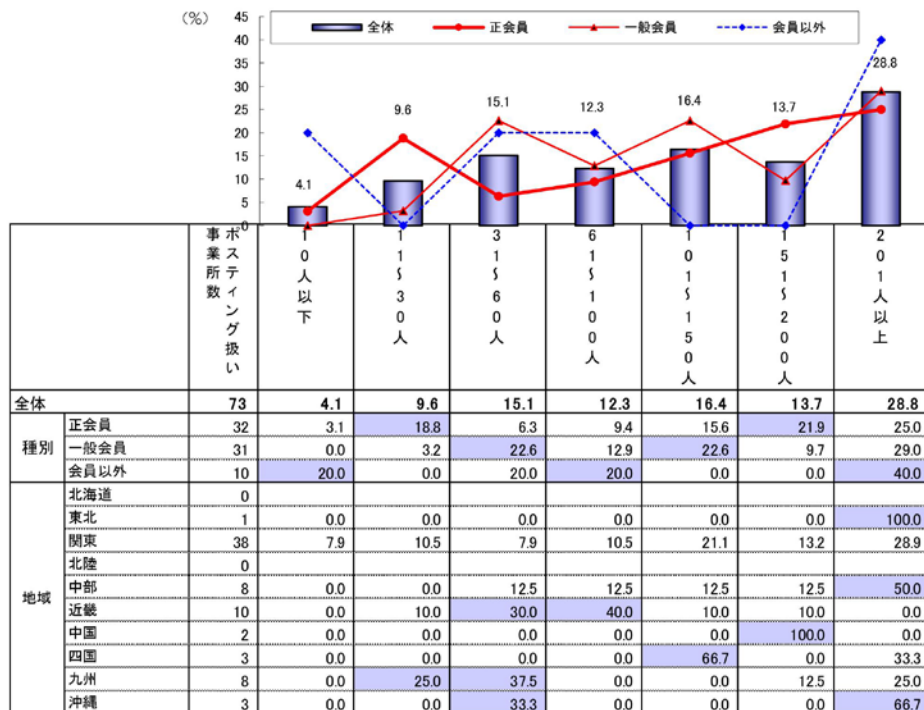
ポスティング取り扱い業種

- ・「塾・教育」「住宅・不動産」がともに94.5%で最多。「グルメ・飲食業」も90.4%と9割を超える。また、「理容・美容」(84.9%)「求人情報」(83.6%)は8割を超え、上記と合わせて5業種が主要業種といえる。
- ・ポスティング取り扱い業種は多岐にわたり、分散している。



配布スタッフ人員

- ・配布スタッフ人員は「201人以上」が28.8%で最多。「101～150人」(16.4%)「31～60人」(15.1%)「151～200人」(13.7%)がこれに続く。
- ・会員種別では会員以外は小規模、一般会員は中規模、正会員は大規模で多くなっている。



2023年10月 インボイス制度導入！

中小企業診断士・社会保険労務士 廣江篤司

2023年10月から導入される「インボイス制度」とは、いったいどのような制度なのか、今後の取引にどのような影響があるのかを見ていきましょう。

消費税のインボイス制度の導入

2023年10月1日施行

制度導入が間近に迫る中、まだよく知られていないのが2023年10月に導入される「インボイス制度」です。

現行の制度を「請求書等保存方式」といい、取引の相手方が課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、帳簿の保存し、取引の相手方が発行した請求書等という客観的な証拠書類の保存を仕入税額控除の要件としています。

それに対し、今後導入されるインボイス制度の正式な名称は「適格請求書等保存方式」といいます。
「適格請求書記載内容」

- ・ 適格請求書発行事業者の、氏名または名称および登録番号
- ・ 取引年月日
- ・ 取引内容（軽減税率の対象品目である場合はその旨）
- ・ 税率ごとに合計した対価の額および適用税率
- ・ 消費税額
- ・ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

登録を受けた「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書」等の保存を要件として、仕入税額控除ができるという制度です。

インボイス制度を簡単に説明すると次のようになります。

- 消費税の課税事業者はあらかじめ税務署で登録申請しなければならない。
- 登録した消費税の課税事業者が発行するインボイスに記載された税額だけを仕入税額控除できる
- インボイスには適用税率・税額を記載することが義務づけられている。

つまり、免税事業者については「インボイス」を発行することができないため、免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除ができなくなります。

免税事業者が「インボイス」を発行するためには、課税事業者となる必要があります。

インボイス制度導入によるこれからの課題

上記で説明した通り「インボイス制度」導入後には、ポスティング会社は免税事業者（例えば配布委託契約の個人事業主など）からの仕入については仕入税額控除ができなくなります。

	現行	インボイス制度導入後
売上高	11,000万円（消費税 1,000万円）	11,000万円（消費税 1,000万円）
仕入税額控除		
課税事業者から	6,600万円（消費税 600万円）	6,600万円（消費税 600万円）
免税事業者から	2,200万円（消費税 200万円）	→仕入税額控除できない
消費税の納付額	200万円	400万円

インボイス制度導入後の経過措置（6年間）

課税事業者であるポスティング会社および免税事業者である配布委託契約の個人事業主が、ともに大きな影響を受けると考えられているインボイス制度ですが、制度開始からすぐに不利になるわけではありません。

開始から6年間は、免税事業者との取引の一部を仕入税額控除の対象にできる経過措置が設定されています。

- ・ 2023 年から 3 年間は、免税事業者の仕入税額の 80% が控除対象に
- ・ 2026 年から 3 年間は、免税事業者の仕入税額の 50% が控除対象に

これにより、課税事業者は免税事業者の取引の一部を、納める消費税から差引けます。

免税事業者の仕入税額控除がなくなったからといって、すぐさま 100% の消費税負担が取引先にかかるわけではありません。

インボイス制度で直面する問題点

インボイス制度では「免税事業者は、インボイスを発行できない。」「そのため、免税事業者との取引は仕入税額控除対象にならない。」という問題が生じます。

	ポスティング会社	配布委託契約の個人事業主
	税込 10,000 円が請求された場合	税込 10,000 円を請求する場合
制度実施前	10,000 円のうち 10% の消費税 910 円を、納税額から差し引ける	売上 9,090 円 + 消費税 10% 910 円 = 税込 10,000 円
制度実施後	仕入税額控除が利用できず、910 円分の消費税を余計に国に納めることになる	売上 9,090 円 + 消費税 0 円 = 9,090 円

インボイスが発行できなくなった免税事業者に起こる影響として考えられるのは、上記のように取引先から消費税額分の見直しを要求されることです。税込 10,000 円で発行していた請求書に対して、「仕入税額控除ができないから、消費税分を引いた金額で請求して」と要求される可能性があります。

この場合、ポスティング会社においては、仕入税額控除が減って消費税の納税額が増えますが、その分個人事業主に対する支払いが減るため、キャッシュ上の問題は生じないこととなります。

しかし、消費税分の値引きを免税事業者に迫る行為は、「消費税転嫁対策特別措置法」が定める禁止行為です。この法律の適用は 2021 年 3 月 31 日までとなっています。

今はすでに失効していますが、同法の失効前に行われた転嫁拒否等の行為について、公正取引委員会により監視・取り締まりの対象となっていますのでポスティング会社においては注意が必要です。

免税事業者である配布委託契約の個人事業主の選択

上記の問題から免税事業者である配布委託契約の個人事業主は、課税事業者（登録事業者）になるか、免税事業者でいるか選択する必要があります。

	免税事業者から見たメリット	免税事業者から見たデメリット
登録事業者になる	インボイスを発行して仕入税額控除の対象になるため、従来と変わらず取引できる	消費税の納税義務が発生するため、収入が減る インボイスの発行や、経理が複雑になる
免税事業者でいる	消費税の納税の必要がないため、消費税分売上が下がらなければ収入が維持できる	ポスティング会社の仕入税額控除の対象にならないため、値引きされるリスクがある

インボイス制度の登録事業者受付

登録事業者の受付は、2021 年 10 月から開始しています。正式運用の 2023 年 10 月 1 日から登録事業者として活動するには、2023 年 3 月までに登録します。その際、免税事業者は「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者（登録事業者）となる必要があります。

また、免税事業者が 2023 年 10 月 1 日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けたその日から登録事業者として活動できます。この場合、消費税課税事業者選択届出書の提出の必要はありません。つまり免税事業者は、2023 年 10 月 1 日のインボイス制度開始までは、事業者としての選択を検討する時間があります。双方に影響がありますので十分な検討を行いましょう。

青年部会 活動報告

青年部会長の植原です。

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令のため協会の会員の方とお会いする機会が減ってしまい、青年部会としても活動の自粛を余儀なくされてしまう状況でした。

Zoom 会議などコロナ禍で生み出された様々な新生活様式がありますが、以前までは当たり前だと思っていた対面で人と会うというリアルな部分がよりクローズアップされた気がします。

広告業界もネット広告や SNS 広告など新たな風潮がありますが、地域生活者のポストに直接チラシを投函するポスティングというものを再評価して下さるクライアント様のお話を聞くことも多くありました。

コロナも少し落ち着き社会全体も動き始めているので、青年部会としても交流会などのイベントや会議等で情報交換をしつつ自分たちのポスティングという仕事や将来について考える機会を作っていければと思っています。

感染拡大防止の為、残念ながら新規の管理責任者検定試験の開催が見送られておりますが更新は随時行っております。

前回の postime 発行から

「第1回管理責任者検定」26名更新 2021年6月24日更新

「第2回管理責任者検定」37名更新 2021年8月5日更新

「第7回管理責任者検定」38名更新 2021年9月14日更新

「第3回管理責任者検定」48名更新 2021年10月7日更新

「第4回管理責任者検定」9名更新 2022年2月10日更新

「第5回管理責任者検定」15名更新 2022年3月17日更新

計173名の方々が更新されました。

次回の更新は「第6回管理責任者検定」合格者の方が対象になります。

9月頃に事務局から順次、案内を郵送致します。よろしくお願い致します。

事務局だより

この度、五反田の当協会事務局が「新横浜」に移転いたしました。理事会等全国から集まる際の利便性を考慮し新横浜駅より徒歩数分の場所に移転いたしました。電話番号・FAX番号も変更になっております。

新住所

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目7-18
 エキスパート新横浜 725
 電話番号：045-595-9686 FAX 番号：045-595-9680

JR 横浜線・横浜市営地下鉄ブルーライン 新横浜駅
 B7出口から徒歩1分

事務局移転のお知らせ



編集後記

約1年ぶりの発刊となりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。「新しい生活様式」が社会に浸透しつつある中、コロナ禍にあっても経済活動が徐々に活発化し、加えて巣ごもりなどに伴う需要が新たに伸びたりと社会の新しい兆しを感じます。しかし、収束の見通しは未だ不透明で、今後も協会の活動は社会情勢を考慮しながら行っていくこととなりそうです。皆様におかれましてもご自愛のほど心よりお祈りしております。

記 川井・岡田

発行

一般社団法人 全日本ポスティング協会

発行責任者：川井 慎太郎
 編集：岡田 卓也

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-18
 エキスパート新横浜 725

☎ 045-595-9686 FAX 045-595-9680

✉ info@posting.or.jp



一般社団法人
 全日本ポスティング協会
 ALL JAPAN POSTING ASSOCIATION